

福島原発事故の過ちを

くり返さない

もう見過ぎござない

わたしにはあるから。
未来への責任が



福島原発事故は天災ではなく、人災でした。想定以上の津波が襲う可能性を把握しているながら、対策を先延ばし、ずるずると原発を動かし続けた結果、大事故に至ったのです。対策が完了するまで原発を止めていれば…。

今、福井県の関西電力の原発で全く同じ状況が生まれています。

火山噴火規模の想定が2倍以上になることが認定されたにもかかわらず、原子力規制委員会は原発の運転停止を命じなかったのです。

「噴火は差し迫っていない」という理由で、関電の原発の稼働が許されています。

人間には自然現象を予知する能力はありません。火山学の水準もそのレベルに達していません。

このまま見過ごせば、同じ過ちを繰り返し、何の責任もない子どもたちの未来を奪う事になりかねません。

それはあまりに罪深い事ではないでしょうか？

わたしたちは、福島原発事故の教訓をないがしろにする原子力規制の在り方を司法に正していくよう、名古屋地裁に訴えを起こしました。



裁判の詳細や書面などは、こちらから
ご覧ください。
40年廃炉訴訟市民の会のバックフィット
訴訟コーナーです。
<http://toold-40-takahama.com/bfsosyo/>

関電高浜3・4号機 原発バックフィット・停止義務づけ訴訟

2022年 3月10日 木

15:00～

判決の言い渡し

名古屋地裁 1号法廷

終了後、記者会見&報告会

傍聴希望の方へ…抽選の時間は未定です。
直前に裁判所HPや40年廃炉訴訟市民の会
SNS等でご確認の上、お越しください。

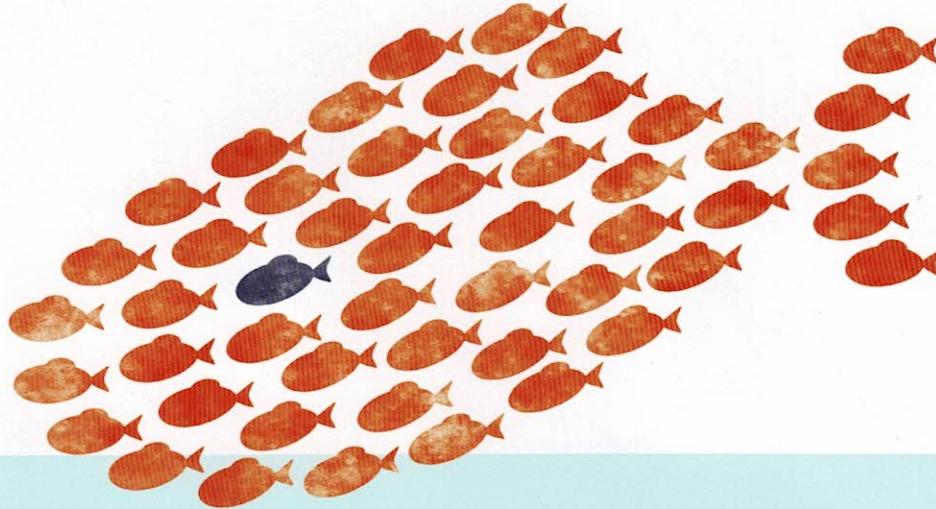
13時50分～裁判所前集会・入廷行進

ご参加よろしくお願ひいたします。

【連絡先】弁護団事務局：小島寛司（事務局長）
弁護士法人 名古屋E&J法律事務所
名古屋市中村区椿町15-19
学校法人秋田学園名駅ビル2階
TEL:052-459-1750

裁判を
見守つてください。

立ち向かいましょ
う。力を合わせて



バックフィット訴訟のポイント

①福井県の関電3原発の審査で、知見の見落としがあったことが再稼働後に判明し、規制委がそれを認めました。

2015年2月、原子力規制委員会（規制委）は高浜3、4号機が新規制基準に適合していると判断しました。しかし、すでに審査に合格していた関電3原発（高浜、大飯、美浜）について、2019年6月、大山（鳥取県）の噴火規模を従来の想定よりも2倍以上引き上げたことで基準不適合と認定し、適合させるための設置変更許可申請を求めるバックフィット命令を関電に出しました。しかし、原発の停止は命じませんでした。噴火規模引き上げのもととなった知見は、1989年の時点で井本伸広ほかによって既に指摘されており、いわば、関電と規制委が見落としてきたもの。関電3原発の「合格」はもともと間違いだった、という事です。

②「基準不適合」となったのに、規制委は合理的な理由もなく原発停止を命じませんでした。

規制委が原発停止を命じなかつた理由は「大山は活火山ではないので噴火の切迫性がない」というもの。その「切迫」とはどのような状態のことか、どのように把握するのかさえ明らかにしていません。そもそも、審査は噴火の可能性があることを前提に行われています。現在の火山学の水準では、常時観測監視している活火山でさえ予測困難であるのが現実である以上、「いつ起きてもおかしくない」と考えて安全を確保するのが規制委の役割ではないでしょうか。

③そればかりか電力会社の経済的損失や原発差し止め訴訟の敗訴リスクを考慮して秘密裏に方針を決めていました。

規制委が関電に対する方針を決定する公開会議の直前に、「非公開・資料廃棄・議事録なし」の秘密会議を行い、事実上、方針を決定していたことがスクープ報道されました。更田豊志委員長が「基準不適合」による原発差し止め訴訟の敗訴リスクを考慮していたことがスクープ音声によって明らかとなりました。

④これは福島原発事故の反省のもとに導入された「バックフィット制度」の趣旨に反して違法です。

福島原発事故は、想定以上の津波が予見されていたにも関わらず、対策を先延ばしにしたまま原発を稼働させていたことで起こりました。

原発は、いったん審査に合格しても、自然災害の規模の想定が変われば、それに対する安全対策ができるまでは止めておくべき。そんな当たり前の制度が事故前にはなかったからです。

事故の教訓によって、最新の知見に適合していないければ、原発の停止や安全対策を電力会社に命令できる「バックフィット制度」が導入されたのです。

⑤裁判所は、原発の安全性についての確認が済むまでの間、規制委による「停止命令」が必要であることを認めてください。

原発が基準不適合状態で運転し続けた結果、事故が発生した場合の被害の甚大性を踏まえて「停止命令」が必要であるかを判断するべきです。

福島原発事故の際、原子力委員会委員長が政府の依頼によって行ったシミュレーションでは、最悪の場合、半径170km圏が強制退去、250km圏が任意退去地域となるというものでした。

人々の生命・身体に重大な損害を与え、生活そのものを奪う原発事故被害の重大性を踏まえれば、停止を命じない規制委の判断は看過できるものではありません。

このような原子力規制の在り方に、司法が加担することが無いよう強く求めます。